SHiNSOH
AUDIT CORPORATION
新創監査法人

2025 年度（2025年1月～12月）

2026年6月30日提出版

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

（公認会計士法施行規則第95条、第96条対応）

Building Trust

資本市場の中で信頼を築く一員として

SHiNSOH
AUDIT CORPORATION
新創監査法人

2025年度版 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

（2026年6月30日）

CONTENTS

01 監査品質向上に向けた取組及び法人概要

(1) 最高経営責任者からのメッセージ
(2) 法人概要
- ・設立について
- ・法人理念（Building Trust）
- ・SHINSOH members（社員（パートナー）紹介）

(3) SHINSOH AQI

02 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤
(2) 組織・ガバナンス基盤
(3) 人財基盤
(4) IT基盤
(5) 財務基盤
(6) 国際対応基盤

【新創コラム】 日本公認会計士協会役員経験者と
品質管理レビューアー経験者による座談会

03 新創インタビュー

新創監査法人
監督・評価委員会委員 堀江 正之氏 × 新創監査法人
統括代表社員 柳澤 義一

別紙「監査法人のガバナンス・コードへの対応状況」

※参考資料　当監査法人の「業務及び財産に関する説明書類」については、
日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人情報において公開しています。
http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/

※本報告書は、公認会計士法施行規則第95条、第96条に対応するものです。

※当監査法人へのお問い合わせは、当監査法人のホームページの下記までお願いいたします。
https://shinsoh.co.jp/inquiries/

01

監査品質向上に向けた取組及び法人概要

(1) 最高経営責任者からのメッセージ
(2) 法人概要
(3) SHINSOH AQI

(1) 最高経営責任者からのメッセージ

経営方針並びに監査品質向上に向けた取り組みについて

プロローグ

新創監査法人は、2000年に設立されました。設立後すでに四半世紀が過ぎておりますが、設立当初より、上場会社の監査をはじめ、会社法監査、学校法人監査、任意監査等、幅広い監査業務を行っております。

この間、日本公認会計士協会が行う品質管理レビュー制度、上場会社監査事務所登録制度、中小監査事務所等連絡協議会、CPD制度等々多くの制度や仕組みが次々と導入され、監査法人を取り巻く環境は大きく変化しています。特に2022年に、それまで日本公認会計士協会が自主規制として行ってきた「上場会社監査事務所登録制度」が、公認会計士法により「上場会社等監査人登録制度」として法制化されたことは、大きな変化でした。

ただ、制度がどのように変わっても、当法人の品質管理に関する取り組み、クライアントに対する姿勢が大きく変わることはありません。様々な制度への対応は、法人の監査品質の維持向上のためにむしろ良い機会と捉えて、しっかり取り組んでいくことが大切であると考えています。

新創監査法人が掲げる五つのテーマ

新創監査法人は、監査品質の向上に向けて五つのテーマを掲げています。

i チームワーク

監査は一人で成し得るものではなく、チームで取り組むものです。「チームワーク」の原点は「お互いをリスペクトする」ことです。価値観を共有し、情報を共有し意見交換することで良いチームワークが生まれ、監査の品質がより向上します。

ii 一人ひとりのキャリア・アップ

監査の品質は、スタッフ一人ひとりのキャリアが資源です。キャリア・アップのためには常に意識を高く持ち、積極的に業務に取り組んでいく姿勢を持つことが重要です。新創監査法人のメンバーはこのことを意識します。

iii 高い規律と向き合う覚悟

2022年に公認会計士法が改正され、上場会社等監査人登録制度が法律上で規定される制度となりました。法制化にあたり、当時、私は日本公認会計士協会の中小監査事務所担当の副会長であり、金融審議会の委員として議論に参加しました。そこで感じたことは「中小監査法人に対する資本市場からの高い期待」です。法制化に伴い上場会社等監査人名簿への申請登録をはじめ、同時に改訂された品質管理基準への対応、監査法人のガバナンス・コードへの対応、資本市場への情報開示としての『監査品質のマネジメントに関する年次報告書』の公表等々、多くの体制整備、高い規律が要求されることとなりました。新創監査法人は、この高い規律に積極的に向き合う姿勢こそが重要であると考えています。

iv Look Behind the Numbers! (数字を見るのではなく、会社を見よ)

財務書類を対象とした監査ではすべての局面において会計数字が登場し、その会計数字によって構成された財務書類の正確性を確認していきます。会計基準がますます高度化・複雑化する中、監査技法も厳格化・精緻化・複雑化し、高度な監査手続等が求められるようになりました。詳細な会計数字の分析も行われています。こうした監査スタッフ一人ひとりの、一つひとつの監査手続の積み上げが、適正意見という心証の形成につながっていきます。

この意味において監査意見は、監査チーム全員の手続きの集結であり、それは単なる会計数字の積み上げではありません。「適正意見」、つまりその会社の財務書類が「適正であるという保証」は、その会社、法人の事業活動や経営の方向性にまでも深くかかわっており、ステークホルダーの皆様はその監査報告を信用して投資を行ったり、その法人と関係を持ったりされるのです。私たちは、監査対象となる法人の社会的な意義にまでも関わっていると言っても過言ではありません。

私たちは、このことを深く理解して、単に表面的な会計数字の正確性を追求するのではなく、「会計数字の持つ真の意味を考えよ」という姿勢で臨みます。

v Enjoy・Smile・Speed Up

Enjoy!　仕事を楽しもう

何事も嫌々では身に付きません。楽しさは習熟につながり、キャリア・アップにも寄与します。前のテーマ「Look Behind the Numbers!」は、実は仕事を楽しむキーワードでもあります。数字だけ見ていては味気ないものですが、数字の背後にある企業の行動やビジネスに目を向ければ、関心は自ずと深まっていきます。

Smile!　すべての人に笑顔で接すること

監査は、数字だけ睨んでいても真の姿は見えてきません。関係する方々との意思疎通なくして、監査は前に進まないのです。クライアントの皆様にはもちろん、監査チームメンバー、事務所の仲間、上司や職位の下の方など誰とでも笑顔で接することを心がけます。

Speed Up!　時間管理と生産性向上の重視

監査品質の向上には、時間のコントロールが重要であると考えています。不必要に時間を費やすことは、クライアントの皆様にも負担を強いることとなります。我々は監査品質のためにも効率性を重視します。

Follow the Principles

五つのテーマの先にあるものとは、「信頼」の構築と「正しい経営判断」を支える監査です

私たちは五つのテーマ・バリューを常に心がけ、高い規律を身につけ活かし、職業的専門家としての研ぎ澄まされた懐疑心と、プロフェッショナルジャッジメントの能力を発揮して監査業務を行ってまいります。

そしてこれらの先にあるものは、経営者との信頼関係、資本市場との信頼関係、ステークホルダーとの信頼関係、社会との信頼関係です。

その信頼関係の裏付けは、「この監査法人は会社のことを誰よりも本当によく理解しようとしている、真剣に考えようとしている」、ということではないかと思います。そのため、時には、関与先に対して会計数値の修正だけでなく、厳しくガバナンスの改革を要求することも必要になるかもしれません。会計数字だけを語るのであれば、信頼関係は築けません。数値だけ見ているのでは、監査人はAIにとって代わられることは明白でしょう。常に会計数字の持つ真の意味を意識し、会社のあるべき姿を考えて監査をしていく姿勢こそが、会社を本当に理解し、誰よりも会社のことを思って監査をするプロの監査人と言えます。

そもそも監査の目的は「国民経済の健全な発展」に寄与することです。これをブレークダウンすると、組織のマネジメントが「正しい経営判断」をすることの重要性が見えてきます。正しい経営判断は、正しい情報と、その情報を正しく活用する経営者の姿勢がなければ成り立ちません。新創監査法人では「正しい経営判断」を支える監査を実現するために、信頼を軸に経営者と向き合っていきます。

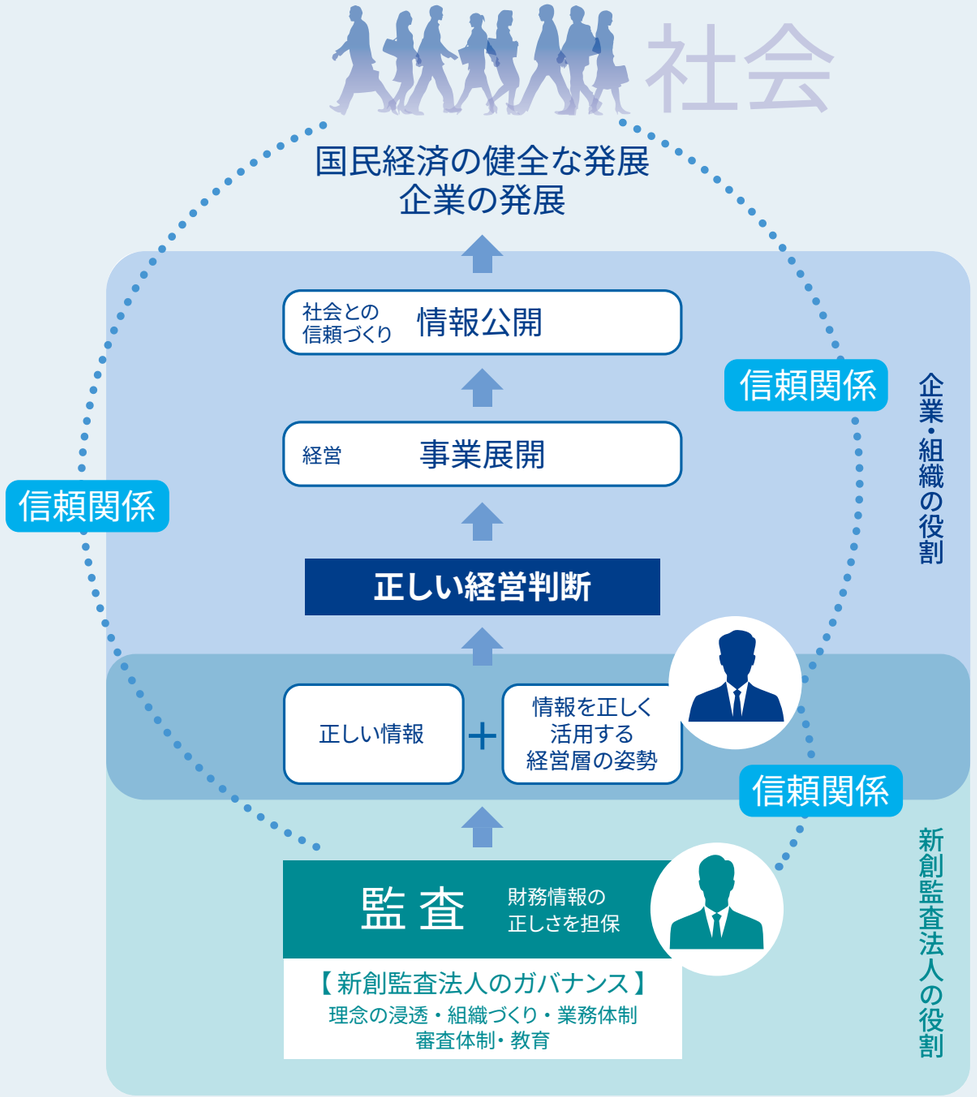

(2) 法人概要

設立について

新創監査法人は、2000年（平成12年）6月1日大蔵大臣（現財務大臣）よりの認可を受け、無限責任監査法人として同年 6月14日に法人を設立し、現在に至ります。

【沿革】
1985年　柳澤公認会計士事務所を開業登録(東京都中央区築地)
2000年　個人事務所から監査法人へと仲間と共に新創監査法人を立ち上げ(東京都中央区銀座)
2010年　現在の東京都中央区銀座七丁目へ移転

【事務所所在地】
〒104-0061　東京都中央区銀座7-14-13日土地銀座ビル
https://shinsoh.co.jp/

・上場会社等監査人名簿登録事務所（登録上場会社等監査人）
http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/

・加入学会
日本ガバナンス研究学会　国際会計研究学会　日本会計研究学会　日本監査研究学会（パートナー個人で入会）

・クライアントリスト　監査の属性別関与先名一覧　2026年6月30日現在　（属性内五十音順）

金商法会社法監査
・旭コンクリート工業株式会社
・株式会社歌舞伎座
・松竹株式会社
・株式会社ツカモトコーポレーション
・トーセイ株式会社
・日販グループホールディングス株式会社
・日本ギア工業株式会社
・野崎印刷紙業株式会社
・ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

金商法監査
・合同会社渋谷神宮前IO
・新橋演舞場株式会社
・太陽毛絲紡績株式会社
・トークン合同会社
・トークン・ツー合同会社
・トーセイ・プロパティ・ファンド(シリーズ3)市ヶ谷(デジタル名義書換方式)
・トーセイ・リート投資法人

会社法監査
・清水地所株式会社
・松竹ブロードキャスティング株式会社
・株式会社松竹マルチプレックスシアターズ
・第一リアルター株式会社
・株式会社西原衛生工業所
・NICリテールズ株式会社
・日本出版販売株式会社
・株式会社ピーシーデポコーポレーション

公認会計士法による監査法人監査
・有限責任監査法人トーマツ
・PwC Japan有限責任監査法人

文科省所轄学校法人
・学校法人昭和医科大学
・学校法人大正大学
・学校法人千葉学園
・学校法人千葉経済学園
・学校法人中央学院
・学校法人東京医科大学
・学校法人日本財団ドワンゴ学園
・学校法人廣池学園

知事所轄学校法人
・学校法人開成学園
・学校法人角川ドワンゴ学園
・学校法人呉竹学園
・学校法人啓倫学園
・学校法人実践学園
・学校法人すみれ学園
・学校法人仙台育英学園
・学校法人成増すみれ学園
・学校法人みのり幼稚園

その他の法定監査
・一般財団法人住宅金融普及協会
・公益財団法人東京都教育支援機構
・公益財団法人ニッセイ文化振興財団

任意監査
・イータリー・アジア・パシフィック株式会社
・ヴェンキ・ジャパン株式会社
・MOL ケミカルタンカー株式会社
・一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団
・株式会社コジマ
・株式会社ジー・プリンテック
・一般社団法人全国旅行業協会
・TNI株式会社
・Tastemade Japan株式会社
・合同会社デロイトトーマツ
・デロイト トーマツ税理士法人
・合同会社デロイトトーマツ グループ
・デロイト トーマツ グループ合同会社
・株式会社東京デーリー
・トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
・トーセイ・アール株式会社
・トーセイ・コミュニティ株式会社
・トーセイ・ホテル・マネジメント株式会社
・株式会社ドットミー
・苫東バイオマス発電合同会社
・新潟東港バイオマス発電合同会社
・一般社団法人日本私立医科大学協会
・株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
・株式会社ひごペットフレンドリー
・PwCアドバイザリー合同会社
・ピュア・フィッシング・ジャパン株式会社
・トーセイ・プリンセススクウェアー株式会社

（総数73社）

法人理念

Building Trust

設立時から新創監査法人の目指す姿は変わりません。

2000年、21世紀の始まりに新創監査法人は設立されました。この年は、「会計ビッグバン」という会計基準の大改変があり、財務情報の開示制度が一気に充実した年でもあります。

25年以上が経過した今は、財務情報だけでなく、非財務情報の開示の重要性が一段と高まっています。サステナビリティに関する情報の有価証券報告書における開示も始まっておりますが、財務情報の監査人である監査法人としては、資本市場の参加者にとっては、財務情報と非財務情報のコネクティビティ（接続性)が重要であるという認識のもと、財務情報の監査の中においても非財務情報を適切に確認していく方針です。非財務情報(記述情報)の開示に対する確認は、上場会社の監査業務のみならず、あらゆる監査業務において重視していきます。今後30年、40年、50年と常に社会と真摯に向き合い、資本市場の中で信頼を築く一員として、社会のために役立つサステナブルな組織となるよう成長発展を続ける努力を重ねてまいります。

新創監査法人は単に一つの監査法人として、規模の拡大、業務収益の増加のみを目指すものではありません。新創監査法人は、我が国の経済社会の中において、規模は小さくとも、監査品質向上の模範となり、常に公認会計士監査の持つべき意味、監査業界の目指すべき姿、そして関与先のあるべき姿を真剣に考え、監査法人としての社会的役割とは何か、何をすべきかを一人ひとりが考える真のプロフェッショナル集団でありたいと思います。そのことが、資本市場から、「新創監査法人だから頼みたい」「新創監査法人の〇〇さんにお願いしたい」という評価につながるものと考えています。

Building Trust!

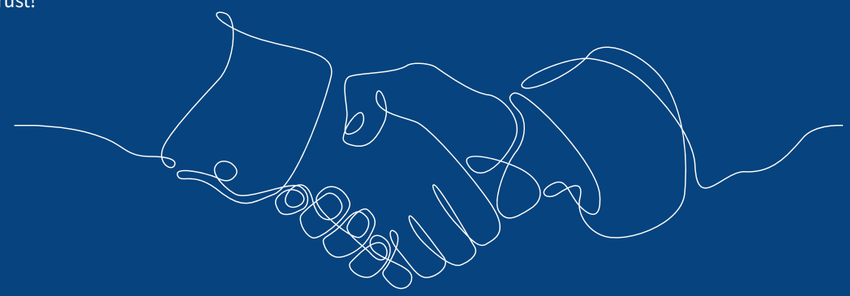

SHINSOH members 社員（パートナー）紹介

2026年6月30日現在

柳澤 義一
統括代表パートナー（統括代表社員）
公認会計士・税理士

髙橋 克典
代表パートナー（代表社員）
公認会計士・税理士

坂下 貴之
代表パートナー（代表社員）
公認会計士

相川 高志
代表パートナー（代表社員）
公認会計士

加藤 達也
代表パートナー（代表社員）
公認会計士

高津 知之
代表パートナー（代表社員）
公認会計士

飯島 淳
パートナー（社員）
公認会計士

松原 寛
パートナー（社員）
公認会計士

星野 達郎
パートナー（社員）
公認会計士

吉川 征志
パートナー（社員）
公認会計士

山田 努
パートナー（社員）
公認会計士

藤田 素明
パートナー（社員）
公認会計士・税理士

(3) SHINSOH AQI

監査品質の指標（Audit Quality Indicator）

当法人の監査品質に関する取組みについて、監査業務に従事する当法人のパートナーを含むメンバーを対象にアンケートを実施しました。74名から回答を得ています。

グラフの見方（Q1～Q4）

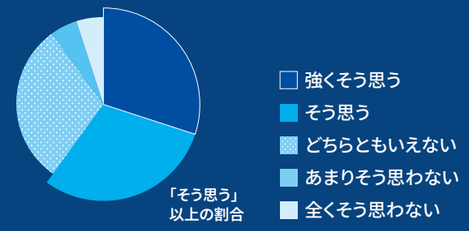

Q1. 「監査品質が最優先事項」というメッセージがトップから常に発信されていると思いますか？

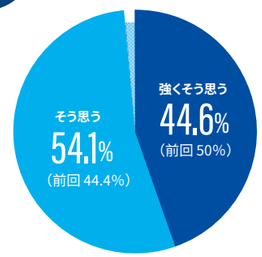

「そう思う」以上
98.7%
（前回 94.4%）

Q2. 当法人は品質管理システムを適切に整備・運用していると思いますか？

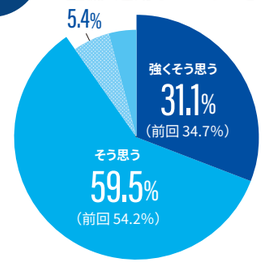

「そう思う」以上
90.6%
（前回 88.9%）

Q3. あなたは日ごろから監査品質を最も重視して監査業務を行っていますか？

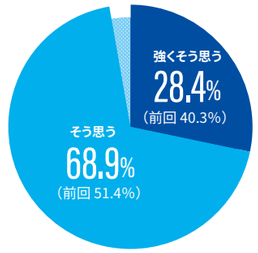

「そう思う」以上
97.3%
（前回 91.7%）

Q4. 法人が提供する研修プログラムの内容は十分であると思いますか？

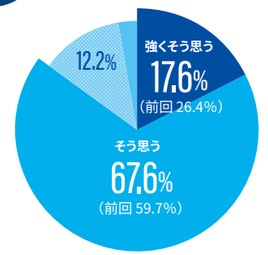

「そう思う」以上
85.2%
（前回 86.1%）

【アンケート結果に対する分析】

Q1 ～ Q4において「そう思う」以上の回答は、いずれも前回と同様に85%を超えており、品質管理体制全体については一定の評価が得られているものと考えています。

Q1の「品質管理が最優先」というトップからのメッセージについては、「そう思う」以上の割合が4つの質問の中で最も高く（98.7%）、また、Q3の各人の監査品質を重視する意識についても高い結果（97.3%）が得られました。

Q2の品質管理システムの整備・運用については、Q1やQ3に比べてやや低く（90.6%）、「あまりそう思わない」という回答も一部にあること、これらは前回と同じ傾向であり、改善すべき点の洗い出しが引き続き必要であると考えています。

Q1 ～ Q3までは前回よりも「そう思う」以上の割合が増加した点は一定の効果があったと考えていますが、その一方で、Q4の研修プログラムの内容については4問の中でもっとも低い割合（85.2%）であり、かつ「あまりそう思わない」という回答者も一定数いること、前回より「そう思う」以上の割合が減少した点については、真摯にその結果を受け止め改善に努める必要があると判断しました。

02

経営管理の状況等

（1）品質管理基盤
（2）組織・ガバナンス基盤
（3）人財基盤
（4）IT 基盤
（5）財務基盤
（6）国際対応基盤

（1）品質管理基盤

① 基本方針 / 品質の維持向上 → ② 職業倫理、独立性 → ③ 契約の締結、更新 → ④ 業務の実施 → ⑤ モニタリング、品質管理システムの評価

① 業務の品質の継続的な維持向上は経営の基本方針です

当法人は、業務の品質管理の継続的な維持向上を経営の基本方針とし、公認会計士法第2条第1項業務(監査業務)並びに同法第2条第2項業務(非監査業務)について誠意を持って行っております。

特に監査業務による利害関係者は、第一義的にはその先にいる投資家及び債権者等の幅広いステークホルダーであることから、監査法人の品質管理の継続的な維持向上こそが、その利害関係者の利益を守ることになるという理念を持っております。そのため、当法人は組織としての監査の品質の確保に向けた取組みを最優先課題と位置付けています。トップから新人スタッフに至るまで、すべての構成員が常にコミュニケーションが取れる常勤体制を基本とし、常勤・非常勤の区別なく自由闊達な議論と相互啓発を促すことで、監査を巡る課題や知見、経験を共有する風土の醸成と維持・向上に努めております。

この方針は法人内のメンバー同士のコミュニケーションにとどまりません。十分なコミュニケーションが付加価値の高いサービスの提供を可能にすると考えており、監査業務及び非監査業務の関与先との間においても、提供業務の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に実施しています。

②業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持について

職業倫理の遵守及び独立性の保持は、業務の品質の最大の要となります。当法人は、当法人並びに当法人の社員及び職員が遵守するべき職業倫理並びに独立性に関する諸規程及びマニュアルを定めています。これらの規程等は、公認会計士法及びその関連法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠しています。

具体的には、品質管理部門は社員及び職員全員を対象として年1回、日本公認会計士協会公表の独立性のチェックリストを用いて独立性の確認を行うとともに、インサイダー取引防止規程に基づく誓約書を入手しています。その結果、違反等対処すべき問題が識別された場合には、直ちに対処する措置を講じます。

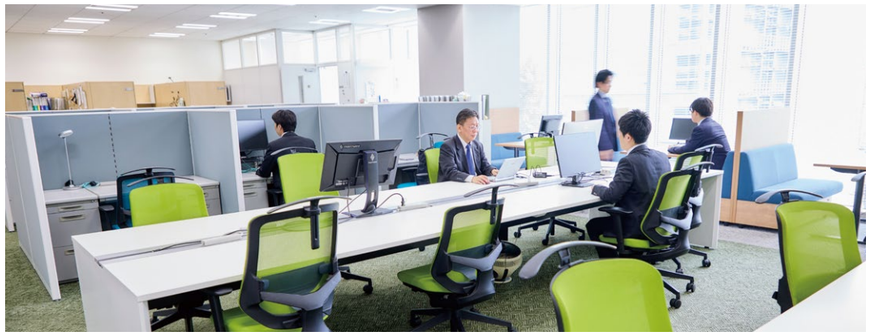

また監査チームは、監査契約の受嘱審査前と、監査計画及び監査の結果の審査前に独立性の確認を実施しています。違反者が識別された場合には、直ちに品質管理部門責任者に報告して適切な措置を講ずることにしています。

また、一部の社員及び職員が社員会の承認のもと兼業を行っている場合、それが監査業務における利害関係に抵触しないかについては定期的に確認しています。なお、上記に記載されている違反者が識別された事案は過去に発生していません。

非監査業務を受嘱する場合は、監査業務との同時提供禁止業務に抵触しないかを確認の上、社員会の契約承認を受けます。なお、監査役等の事前了解が求められる場合は、契約前に適正に監査役等の了解を受ける体制を整備しています。

監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、倫理規則に準拠した「ローテーション規程」を定め、ローテーション管理表による管理を行っています。

③ 監査業務に係る契約の締結及び更新の審議は社員会において行われます

業務に係る契約の締結及び更新は、品質管理上きわめて重要な手続きであり、社員会の審議、そして承認により行われます。その際、それぞれの監査チームが行う契約リスクの評価においては、品質管理基準報告書並びに監査基準報告書等の関係条項、法規委員会研究報告等を遵守しているかだけでなく、当監査法人の姿勢として、特に新規の契約においては厳格な対応を実施します。例えば、新たに契約を締結しようとしている関与予定先の法律顧問、税務顧問等に対しても必要に応じてヒアリングを実施し、また、反社会的勢力との関係がない旨の誓約書の入手などの手続きを実施しています。

④ 監査業務の実施について

当法人は、「監査に関する品質管理基準」並びに品質管理基準報告書及び監査基準報告書等に準拠して監査の品質管理規程を定め、監査基準等に適合した当法人固有の監査ツールを策定し利用しています。すべての監査業務において、かかる監査ツールを利用することにより、一定以上の品質が均一的に確保されるようにしています。以下、監査品質の向上に向けた監査の実施に伴う諸々の対応を述べます。

ア. 専門的な見解の問合せ

品質管理基準にのっとり、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない難しい重要な事項については、慎重に対応するため、当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせるかどうかを検討することを義務付けています。監査チームからの会計・監査に関する問合せについては、当法人では、従来、業務管理部門内に設置したナレッジセンターが対応をしていましたが、2026年1月にナレッジセンターを独立させ、新しい部門として「監査・会計プラクティス部門」を設置しました。監査・会計プラクティス部門では、従来のナレッジセンターと同様、問合せのあった事項について監査チームの対応を支援します。

問合せのあった事項が、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない難しい重要な事項であると判断された場合には、品質管理基準の「専門的な見解の問合せ」に該当するものとして、契約している外部の専門家からの適時適切な助言・指導を受けて対応します。

■ 専門的な見解の問合せ　業務フロー

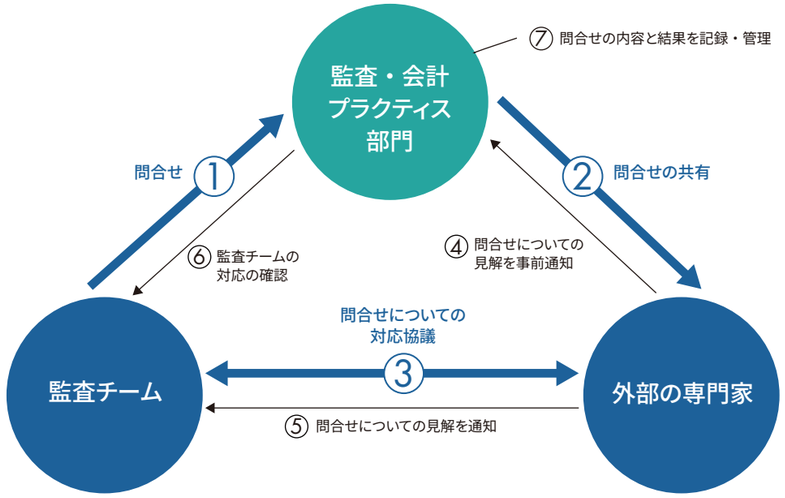

■ 専門的な見解の問合せへの対応メンバー（会計・監査・倫理の分野）

布施 伸章氏	公認会計士、合同会社会計・監査リサーチセンター代表、（経歴）ASBJ専門研究員、大手監査法人パートナー、日本公認会計士協会理事、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員などを歴任
弥永 真生氏	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授、金融庁企業会計審議会委員(2015-2025)・臨時委員（2004-2015・2025-現在）、企業会計基準委員会委員（2010-2019）、財務会計基準機構企業会計基準諮問会議委員(2019-2025)。著書・論文多数

イ.専門家の業務の利用

必要に応じて、高度な専門的知見を有した公認会計士、学究者などをタイムリーに利用できる体制を整えています。また、監査業務において、当法人のスタッフだけでは十分と思われない監査会計以外の専門的な分野（IT、特殊な税務、法律問題、不動産鑑定等々）については、監査基準報告書620に従い、必要に応じてそれぞれの専門家のリストを作成し、利用できる体制を取っています。

ウ. 監査上（倫理も含む）の判断の相違の解決方法

監査上の判断の相違の解決については、まずは現場の主査が問題となりそうな事項を早期に把握し、業務執行社員と協議の上、必要に応じて審査担当者への事前審査の依頼をしています。監査チーム内の判断の相違のみならず、審査担当者と監査チームの判断の相違などのケースにおいても、社員会での協議、専門的な見解の問合せの利用、日本公認会計士協会の倫理グループ、学究者や法律の専門家への照会などを利用しながら解決を図っています。解決後は、監査報告書の発行稟議による決裁を受けることを義務付けています。

エ. 監査証明業務に係る審査

監査証明業務に係る審査については、監査意見の表明である監査報告書の提出時はもちろんのこと、監査計画時においてもコンカリング・レビュー・パートナー方式により審査をしています。

なお、属性や規模に応じた業務の効率化の観点から、品質管理基準報告書第1号にのっとり、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務で審査を実施しないこととしたものについては審査を省略し、代わりに自己点検チェックリストにより点検して、問題がないことを確認しています。

オ. 監査調書の電子化について

当法人では監査業務のDXを推進し、すべての業務において原則、電子媒体による調書としています。電子調書システムは、Auditech社提供の調書管理アプリ『いつでもSUITES』を導入しています。

必要に応じて紙面による調書が存在する場合、整理後の最終的な監査調書については、不適切な修正又は追加が行われないよう品質管理部門責任者の管理下に置き、整理期間終了後速やかに外部倉庫に保管します。これらの取扱いは「監査調書の取扱いについて」(マニュアル)で定め、適切に運用しています。

⑤ 業務の実施状況の把握(モニタリング)と品質管理のシステムの評価

ア. 業務の実施状況の把握(モニタリング)及びそれによる改善

当法人のモニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより、品質管理部門が計画を立案し、実施しています。完了した監査業務の検証については、選定業務を品質管理部門が立案し、社員会において承認するとともに検証担当者も決定しています。

モニタリング活動の結果、識別された不備等がある場合は、品質管理部門責任者から品質管理システムの最高責任者である統括代表社員、並びに監査チーム、及び品質管理活動の運用責任者に速やかに報告され、改善を図っています。モニタリング活動の結果は、少なくとも年1回、社員会において品質管理部門責任者から報告しています。

イ.業務の品質管理の方針の策定及びその実施について評価の結果

品質管理基準で求められている品質管理システムの評価については、品質管理責任者が実施した結果を監督・評価委員会に報告し、確認を受けたうえで統括代表社員が最終的な評価を実施しています。2025年度の品質管理システムの評価を行った結果、評価基準日(2025年12月31日)時点において、重大性あるいは広範性を有する不備事項は発見されませんでした。これにより、当該システムはその目的を達成しているという合理的な保証を監査事務所に提供していると判断いたしました。

※品質管理部門の担当者の体制について

当法人の品質管理部門は、品質管理業務に主として従事するパートナーを部門の責任者として選任しています。なお、品質管理部門には責任者以外の他のパートナーも品質管理部門担当となっており、品質管理部門担当者の行う監査等の業務については、他の品質管理担当のパートナーがその業務の品質管理をモニタリングする体制を取っています。

(2)組織・ガバナンス基盤

①-1 監査品質を維持向上するためのガバナンス体制

当法人は業務の運営上必要な会議体として、最高意思決定機関である社員会のほか、業務執行の社員による経営会議、経営会議メンバーにマネージャー以上の管理職を加えた拡大経営会議及びスタッフ全員による全体会議(業務連絡会)を設置しており、それぞれ原則として月1回開催しています。

組織体制としては、最高経営責任者である統括代表社員のもと、品質管理部門、業務管理部門、IT管理部門、研修部門、経営企画部門、監査・会計プラクティス部門、コンサルティング部門、総務部門を設置し、これら各部門が相互に内部牽制することにより業務の執行の適正性を適時適切に確保しています。

AQI

■ 2025年度(2025年1月～12月)における定例の会議体の実績

開催回数(合計) 60 回

総会議時間(合計) 80.5 時間

社員会	経営会議	経営企画会議	拡大経営会議	全体会議
年間 12 回 / 合計 17.5 時間	年間 12 回 / 合計 18 時間	年間 12 回 / 合計 15 時間	年間 12 回 / 合計 18 時間	年間 12 回 / 合計 12 時間

①-2 監督・評価委員会の設置

独立性を有する第三者の知見を当監査法人のガバナンス及び組織運営に活用するため、下記に示すような監督・評価委員会を2024年１月に設置しました。3か月に1度の定例会と必要に応じた随時開催をしています。

1.監督・評価委員会の委員について

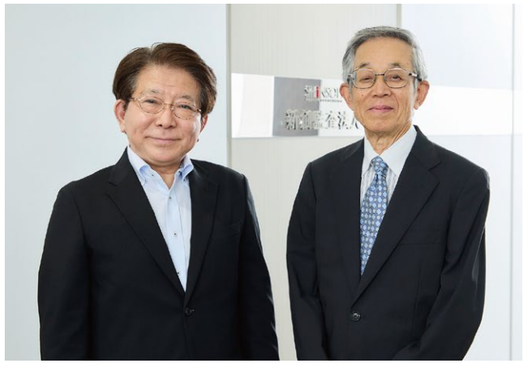

加藤 厚氏 (写真右)

公認会計士、(経歴)IFAC国際会計士倫理基準審議会(IESBA)ボードメンバー、企業会計基準委員会(ASBJ)副委員長、大手監査法人代表パートナー、日本公認会計士協会常務理事などを歴任

堀江 正之氏 (写真左)

日本大学商学部特任教授、金融庁企業会計審議会委員(監査部会長・内部統制部会長)、日本公認会計士協会監査保証基準有識者懇談会議長、元監査研究学会会長他

2.監督・評価委員会の運営について

当法人は監督・評価委員会に関する規定を定め、委員の役割を明確にしています。

監督・評価委員会は、定期としては三カ月に一度開催し、必要に応じて臨時開催も実施しています。監督・評価委員会がその機能を実効的に果たすことができるように、経営企画部門担当のパートナーを監督・評価委員会の担当として定め、適時適切に情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる体制としています。

■ 2025年度(2025年1月～ 12月)と、2026年6月30日(本報告書提出日)までに開催された監督・評価委員会

＜定例会＞

第5回	2025年 3月24日(月) 15:00 ～ 17:00	第8回	2025年 12月11日(木) 13:00 ～ 15:00
第6回	2025年 6月17日(火) 12:30 ～ 14:30	第9回	2026年 3月11日(火) 15:00 ～ 17:00
第7回	2025年 9月5日(金) 15:00 ～ 17:00	第10回	2026年 6月19日(金) 15:30 ～ 17:30

※ 回数は2024年2月に第1回を開催してからの通算回数となります。

3.監督・評価委員会の委員の独立性について

監督・評価委員会の委員の独立性については、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条の社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」などが参考になると考えており、それらを基準として独立性に問題のないことを確認しています。

② ガバナンス・コードの適用状況について

2023年(令和5年)3月24日に改訂された監査法人のガバナンス・コードは、2024年(令和6年)7月から採用しております。当法人としましては、コードの一つ一つの内容に対する当法人における具体的な取り組みを検討し、コードに示されている理念に基づいた実効的な組織運営が実施されるよう整備し、運用しています。適用状況については、本報告書に巻末資料として掲載しています。

巻末資料に記載の通り、すべての項目においてコンプライしているものと考えております。(なお、指針1-6及び5-3のグローバルネットワークの加盟については該当していません。)
なお、原則ごとの当法人としての考え方は下記のとおりです。それぞれの指針ごとの詳細は巻末資料をご覧ください。

原則1　監査法人が果たすべき役割(監査法人の公益的な役割の実現)

当法人は監査法人の果たすべき社会的役割を第一に意識し、単に一つの監査法人としてではなく、社会において監査法人の役割を果たすことについて模範となることをモットーとしています。そしてそのためにこそ、監査の品質の持続的向上を目指すことを常にスタッフ全員に周知しています。

原則2　組織体制(実効的な経営(マネジメント)機能)

組織の規模が小さいとお互いの顔が常に見えるところから、ともすれば組織的運営がおざなりになり、単に監査等の専門家業務(以下、監査等の業務)を行うことで事足りるという風土になりがちですが、当法人では、実効的な法人の経営マネジメント業務を内外に適切に示すためにも、経営管理に関しては部門制を取り、各パートナーに役割分担を定め、監査等の業務執行とは切り離した運営体制で経営を実践しています。

原則3　組織体制(経営機能の実効性を監督・評価する機能)

当法人では、監督・評価委員会を設けており、かつ委員の選任に当たってもその適格性を十分に考慮し、経営の実効性の発揮を支援する機能が確保されるようにしています。実際に監督・評価委員会を設置して2年が経過しますが、多くの助言指導を得ており、極めて有効に機能していると判断しています。

原則4　業務運営(組織的な運営を実効的に行うための業務体制)

すべてのパートナーが、監査等の業務執行を行うとともに、法人のマネジメント業務を行う経営機関等の一翼を担っています。このため経営機関等と監査業務の現場の距離が近いこととなり、経営機関等の考え方をパートナーが監査現場においてスタッフに直接伝達する体制が築けています。

内部及び外部からの通報に関するシステムについては、方針・指針を定めており、ホームページに公表しています。弁護士事務所とも連携して総務部門で運用し、伝えられた情報は、監督・評価委員会に伝達するとともに適切に活用することとしています。なお、通報者が不利益を被ることがない方針及び手続きを定めています。

原則5　透明性の確保(十分な透明性の確保)

当法人では、被監査会社が当法人の取り組みに対する評価を適切に行えるように、監査等の業務の業務執行社員のみならず経営機能を担うパートナーが会社に出向きコミュニケーションをはかっています。被監査会社を含む多くの資本市場関係者に対しては各種情報公開、日本公認会計士協会の各種イベントへの参加、各種研究学会への加入、研究者の方々とのコミュニケーション、会計教育研修機構の活動への参加、マスコミ関係者とのコミュニケーション等、経営機能を担うパートナーが資本市場の関係者と接する機会を積極的に作り、それらを通じて、当法人が評価されるよう努力しております。

〈情報公開〉

日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」動画メッセージ

日本公認会計士協会 上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト

当法人のサイト

③ 当法人の組織図は次の通りです

■ 品質管理体制兼組織図　(2026 年 6 月 30 日現在)

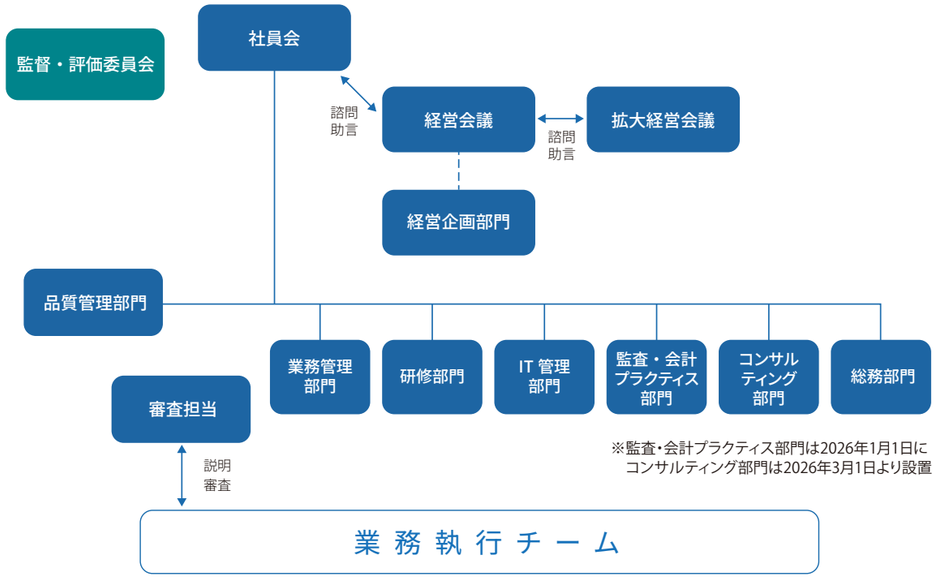

（3）人財基盤

※本報告では、「人材」を「人財」と表現しています。p33以降のガバナンス・コードへの対応状況においても同様です。

① 社員（パートナー）、スタッフの人数、平均年齢、代表社員 の氏名等

1．社員（パートナー）、スタッフの状況

2026年6月30日現在

	社員(パートナー) ※1		スタッフ ※2				
		代表社員		公認会計士	公認会計士試験合格者等	監査補助職員	その他の事務職員等
人数（非常勤）	12人	6 人	73人	49人	7人	14人	3人

※1 社員(パートナー)の平均年齢は59歳です。
※2 この項でいうスタッフとは、社員（パートナー）以外の監査専門要員並びにその他の事務職員を含む総称として使用しています。
なお、公認会計士のうち非常勤契約者の数は40人です。

2．代表社員の氏名等

2026年6月30日現在

役職名	氏名（生年月日）	略歴
統括代表社員	柳澤 義一 昭和 31 年 8 月 3 日生	慶應義塾大学卒 昭和60年 3月 公認会計士登録 平成12年 6月 (当監査法人設立時)代表社員就任 平成23年 4月 統括代表社員就任
代表社員	髙橋 克典 昭和 41 年 8 月 23 日生	慶應義塾大学卒 平成12年 4月 公認会計士登録 平成12年 6月 (当監査法人設立時)当監査法人入所 平成18年 4月 社員就任 平成20年 4月 代表社員就任
代表社員	坂下 貴之 昭和 51 年 2 月 17 日生	法政大学卒 平成13年 8月 公認会計士登録 平成16年 8月 当監査法人入所 平成20年 4月 社員就任 平成27年 4月 代表社員就任
代表社員	相川 高志 昭和 45 年 4 月 22 日生	慶應義塾大学卒 平成14年 7月 当監査法人入所 平成15年 4月 公認会計士登録 平成20年12月 社員就任 平成27年 4月 代表社員就任
代表社員	加藤 達也 昭和 38 年 1 月 27 日生	慶應義塾大学卒 平成5年 8月 公認会計士登録 平成15年 7月 中央青山監査法人社員就任 平成18年 9月 あらた監査法人 （現PwC Japan 有限責任監査法人） 入所社員就任 平成21年 9月 同法人代表社員就任 令和5年 6月 当監査法人入所 令和6年 7月 社員就任 令和7年 5月 代表社員就任
代表社員	高津 知之 昭和 49 年 2 月 27 日生	早稲田大学卒 平成11年 4月 公認会計士登録 平成23年 6月 有限責任あずさ監査法人社員就任 令和5年 7月 当監査法人入所 令和6年 7月 社員就任 令和8年 4月 代表社員就任

② 監査実施者の採用の方針について

当法人は、監査実施者を確保するための採用活動として、監査経験者については、監査業務に精通した優秀な人財を採用することを必須としています。

具体的には、応募者からの職務経歴書を入手するだけでなく、複数の社員（パートナー）による面接、その他数次にわたる面接を行い、慎重に採用を決定しています。

また、公認会計士試験合格者・監査アシスタント等についても若干名の採用を連年行う方針であり、これらについては法人内にリクルート担当を置き、採用方針を慎重に検討しています。選考にあたっては、監査実施者と同様に応募者からの職務経歴書を入手した後、複数の社員等による面接、その他数次にわたる面接を行い、客観的に評価した上で慎重に採用を決定しています。

■ あなたの監査経験年数は何年ですか？

10年以上の経験者が58.1%となっており、監査の人的能力については一定の担保がされているのではないかと考えます。

3年未満の監査スタッフは前回に比較して増加しており、教育・研修の重要性をあらためて認識しております。

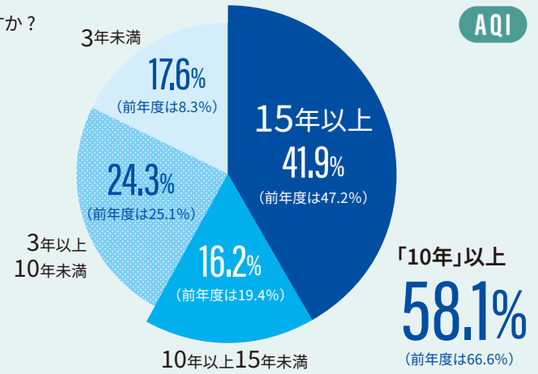

③ 教育、研修、評価、配員等について

イ．教育、研修について

監査実施者の教育・訓練については、全ての監査実施者に対して業務を実施する上で必要と考えられる内容を、当監査法人が主催してタイムリーに研修を実施する体制を取っています。また、日本公認会計士協会等、当法人外で主催される研修会への参加についても、積極的な受講を促しています。公認会計士登録者に係る日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度（CPD）については、適切に履修管理を行っています。なお、過年度を含めて義務違反者はおりません。

さらに、監査実施者の能力開発の観点からは、監査の現場での調書の査閲、業務指示を通じたOJTが重要と考え、様々な知見を有する外部の有識者（「専門的な見解の問合せ先」並びに「専門家の業務の利用における専門家」）を選任しています。業務上、スタッフはいつでも所定の手続きの上、これらの利用が可能であり、かつ当該有識者を活用した研修等も実施しています。このことは個々の業務面における品質の向上、構成員の能力向上、法人全体としての監査品質の向上に寄与しています。

公認会計士試験合格者等の新たに採用する人財については、特別に入所時研修を設け、一定期間の初期研修後、監査現場に配員する前に特別研修を実施しています。特別研修では、監査の技術的な面ばかりでなく、倫理、品質管理、ITスキルといった面についても指導を行い、ビジネスマナーなどは外部の専門家が担当しています。

管理職（社員（パートナー）・マネージャー）以外の常勤職員については、二人ずつ担当の管理職を決め、フォローアップ体制を取って助言、相談、指導を行っています。

■ 2025年に行った法人主催の研修のテーマ

年間研修実施数 27 テーマ

対象 全職員

品質管理・監査品質の向上 8テーマ

- 新創監査法人の品質管理システムについて
- 品質管理における「専門的な見解の問合せ」とは何か
- 新創監査法人の監査品質に対する取り組みについて
- ツール改訂やその他品質管理関係最新トピック解説
- 品質管理レビュー事例集について
- 監査業務の適正化について
- 品質管理レビュー制度とその動向について
- 完了した監査業務の検証について

監査・会計基準・制度対応 9テーマ

- 学校法人会計基準の改正について
- JICPA/IESBAによる職業倫理基準の開発状況
- 排出量取引制度（GX ETS）について
- 非財務情報の開示を巡る国内外の動向
- 監査人の異動状況、短信の英文開示割合ほかの動向
- プライム上場会社の英文開示について
- 学校法人の制度改正について
- 監査等委員会設置会社の概要について
- 3月決算留意事項

法令・コンプライアンス・不正対応 5テーマ

- 情報セキュリティ、マネロン、インサイダーなどの取り扱い
- 会計不正への対応
- マネーロンダリング／インサイダー規制について
- オルツ不正の概要について
- 学校法人の制度改正について

AI・DX・先端技術 2テーマ

- AI活用の最前線
- 電子監査調書システムの利用上の留意点

税務・税制改正 3テーマ

- 令和7年度税制改正（法人税以外）
- 令和7年度税制改正（法人税）
- 改正リース税制

■ 2025 年度の法人主催の研修時間、公認会計士資格者の CPD 平均取得単位、監査アシスタントの平均研修時間は下記のとおりです。

AQI

法人主催の研修時間	CPD平均取得単位（公認会計士資格者）	平均研修時間（監査アシスタント）
22.5 時間	（1人あたり） 54.5 単位	（1人あたり） 78.06 時間

ロ. 業務実施者の選任

業務執行社員を含む監査チームメンバー及び審査担当者の選任は、業務管理部門責任者が選任案を策定し、社員全員の同意を得て決定しています。その際には、倫理規則を含む法定要件を満たすだけでなく、候補者の知識や経験等を考慮し、被監査会社の業務内容、規模、取引の複雑性及び監査に必要な特定の専門的な知識の必要性に加え、業務量が適切な範囲か等、適正な業務体制の観点から検討しています。

ハ. 監査実施者の評価

社員（パートナー）以外の監査実施者の評価は、監査の品質向上に対する姿勢などを特に重視し、人事評価の内規に基づきマネージャー以上の管理職が行い、昇給及び賞与並びに昇格は評価結果に基づいて決定しています。

管理職であるマネージャーの評価については人事評価の内規に基づき社員会において行い、昇給及び賞与並びに昇格は評価結果に基づいて決定しています。

ニ. 社員（パートナー）の評価並びに業務の分担について

社員（パートナー）の評価は、監査の品質を重視する風土の醸成への取組姿勢を最優先としています。その社員が所管する各業務の品質が十分確保されているか、また法人全体としての監査品質の維持向上のための品質管理業務に貢献しているかを重視した上で、各社員の責任の度合いと業務量を踏まえて行っています。

社員の評価は年１回、個人別の自己評価も参考に統括代表社員により行われ、そのとりまとめ結果を社員全員に共有し、監督・評価委員会にて審議し意見を聴取した上、社員会にて承認されます。この評価結果に基づき、完了した業務の検証を含む法人内の職務・役割が決定され、業務執行する監査業務及び審査などのローテーション管理が行われます。

④ 副業について

副業は、利益相反や独立性等において問題のないこと、業務に支障がないこと、副業が自己の資質を高めることに有効であることを要件に認めています。利益相反や独立性に対する懸念については、副業を行う前に社員会で審議し、承認を受けることとしています。承認後も、年一回、その状況を社員会に報告し、懸念のないことを確認した上で改めて承認を受けることと定めています。

（4）IT 基盤

① DX の推進は、監査業務の品質向上につながります

当法人では、効率的で深度ある監査を実施するため、監査業務のＤＸ推進を図っています。DX推進の目的は、単なる業務の効率化ではなく、監査業務を行うスタッフの監査現場における作業負担の軽減を図ることにより、重要性の高い領域にハイライトしたより深度ある監査手続の実施を行い、監査品質の向上を実現することにあります。あわせて、監査スタッフにとってよりやりがいのある職場環境の実現を目指しています。

② DX の推進により、資本市場からの信頼性の向上に繋げます

個人情報を含む情報の漏洩や紛失を防止するため、セキュリティポリシー及び実施細則を定めています。具体的には、全構成員に強固なセキュリティ対策を施したPCを貸与し、データ保管も事務所指定のサーバーに限定するなど、サイバーセキュリティへの対策にも取り組んでいます。また、情報セキュリティに対する正しい理解と意識の定着のため、全構成員は定期的に実施される情報セキュリティに関する研修会に参加し、セキュリティポリシーの遵守に関する誓約書を年１回、品質管理部門責任者に提出しています。このようにセキュリティ面も含めた安心安全なシステムを構築することにより、資本市場からの信頼性を高めていきます。

監査調書は電子的な保存を原則とし、電子調書システムとして、株式会社Auditechが提供する調書管理アプリ『いつでもSUITES』を導入しています。また、システム導入にとどまらず、ユーザーの情報交換会として「Auditechユーザー協議会」を同社とともに立ち上げ、その世話人も務めています。他の監査法人などとも情報交換を行うことで、電子調書システムの実効性を高めています。

また、タレントマネジメントをデータ化し、監査経験、能力、適性を効率よく分析することで、最適なアサイン及びプロフェッショナル人財育成のサポートなどに利用することも計画しています。

③DX 化における 6 つのテーマと推進体制

当法人では、DX化に対して、新創監査法人ITDXグランドデザインプロジェクトと称して、大きく下記の6つのテーマを掲げています。

【新創監査法人 ITDX グランドデザインプロジェクトの 6 つの方針】

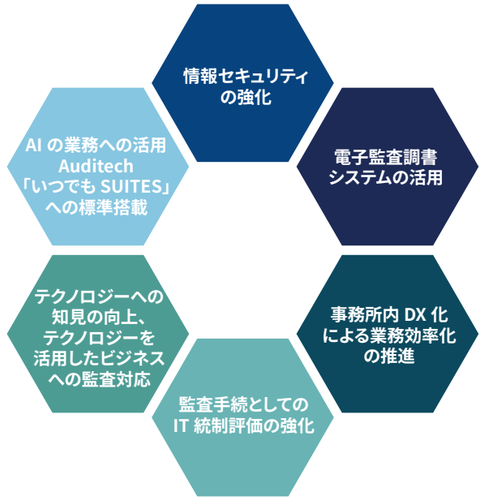

このプロジェクトの推進は、IT管理部門が中心となって、ITプロジェクトサポートメンバーを組成して進めています。メンバーには、元大手監査法人のIT担当パートナーや公認情報システム監査人の方等、外部の専門家をアドバイザーとして任用しています。外部専門家のメンバーは下記のとおりです。

岩沢 淳司氏	㈱オーディター、公認情報システム監査人、元・大手監査法人の IT 担当パートナー
神崎 時男氏	㈱オーディター 公認会計士 / 公認情報システム監査人
福島 憲法氏	㈱ Auditech　代表取締役　公認会計士

当法人は、福島氏より電子監査調書システム(株式会社Auditech 提供の調書管理システム『いつでもSUITES』)の導入推進のサポートを受けています。

(5)財務基盤

① 業務収益の推移

当法人の直近10年間の業務収益は下記の表並びに棒グラフのとおりです。業務収益(監査業務、非監査業務の合計)については、2016年度457百万円(税込み、以下同じ)に対して2025年度は843百万円であり、約1.8倍となっています。業務収益(規模)拡大を第一目標にはしておりませんが、安定的に売上を増加させています。なお、監査業務の業務収益に占める割合は、2025年で93%程度となっており、監査業務が大半を占めています。中期的には10億円を超える業務収益を目指します。当期純利益については、安定的に黒字を確保しています。

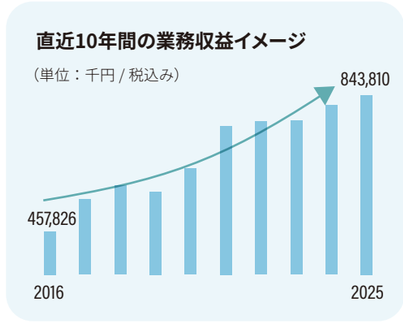

過去 10 年間の業務収益の推移　(単位：千円 / 税込み)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
業務収益	457,826	549,278	588,703	572,849	641,104	760,024	771,208	775,700	815,218	843,810

※業務の属性別業務収益割合
2025年1月～12月(売上ベース)

業務収益のうち、監査業務の属性別の業務収益割合は右記のとおりです。

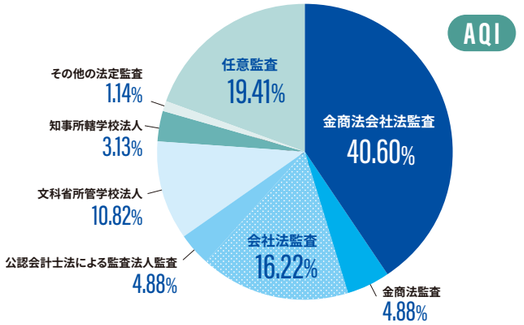

② 報酬依存度に関する件

日本公認会計士協会の倫理規則に定められている報酬依存度15%に該当する関与先がないことを、毎期確認しています。

(6)国際対応基盤

当法人は、現時点においては、特定の国際的な会計事務所のネットワークには加入していません。海外で活動を展開している日本の公認会計士事務所、監査法人、コンサルティングファームを中心に必要な業務ごとに業務提携を図っていくことにより、海外の会計事務所の利用が必要な業務に対応していきます。

また、日本公認会計士協会が提供する海外で展開する日本の公認会計士事務所の名簿等を利用するなども視野に入れ、海外における会計事務所の利用のためのネットワーク作りを推進していくとともに、当法人内において海外業務を積極的に行える人財の育成に努めていきたいと考えております。

IFRS（国際会計基準）に対してはすでに適用している被監査会社もあり、当法人内において、IFRS 対応ができる体制が整っています。

【新創コラム】

日本公認会計士協会役員経験者と品質管理レビューアー経験者による座談会

インタビュアー：山田　回答者：柳澤、加藤、髙橋

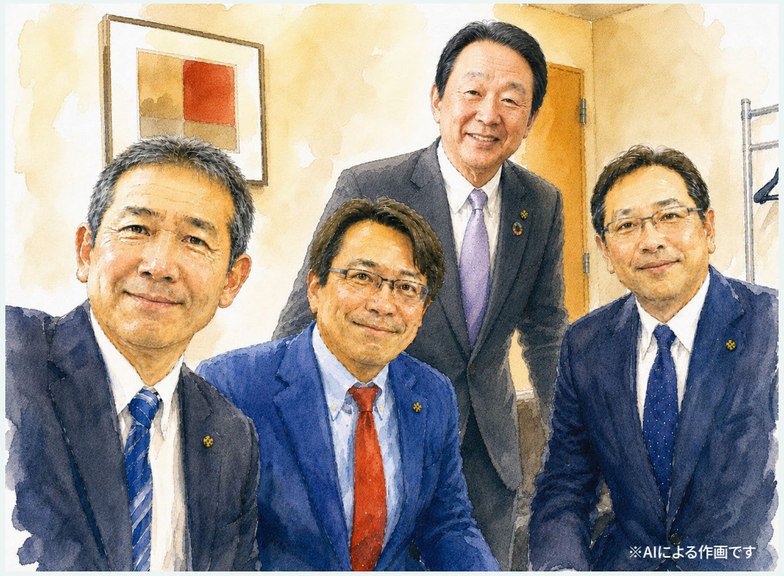

監査品質に対する意識を高める

【山田】 新創の特徴の一つとして日本公認会計士協会役員経験者が3人もいることが挙げられます。そのことが、当法人の監査品質にどのように影響しているか聞いてみましょう。

【柳澤】 21年間の役員歴の中で、思えばいまの監査を取り巻く制度のほぼすべてにかかわってきたなという印象です。その都度、「何のためにそれが必要なのか」という原点を考えてきました。それが事務所の品質管理の仕組み作りにも役に立っていると思います。「何のためにあるのか」という問いかけは、何に対しても必要ですね。

【山田】 柳澤さんが品質管理担当常務理事のときに、私は品質管理委員会委員をしていましたが、中小監査法人の状況に応じた品質管理の話をされていた記憶があり、まさにいまのリスク・アプローチによる品質管理の考え方の先駆けでしたね。会計士人材育成、自主規制、法規制への対応など柳澤統括代表の20年間は、協会の歴史そのものですね。

【加藤】 私は15年本部役員を務めました。CPEに関わる諸制度の充実や、監査業務、保証業務に係る実務指針作成に従事して、公認会計士業務の品質に関わる部分に多く携わってきました。印象に残っているのは、経営企画担当副会長として、会長を補佐して協会の経営に従事したことです。新型コロナウィルスの時期で、監査環境の確保に奔走しました。また、日本公認会計士政治連盟の幹事長として、業界を支援していただいている有力議員とのコミュニケーションも積極的に行いました。

【山田】 監査・保証委員会に関わってこられた加藤さんには、当法人の監査業務遂行にあたりいつも的確な助言をいただいています。協会の経営にも携わられた経験が、新創の経営企画にも活かされていると思います。

【髙橋】 私は、協会の活動をしてきた縁で私学振興・共済事業団の経営相談員や東京都私学財団の監事などにも就任し、私学法改正や学校法人会計基準改正に係る情報収集や意見発信などもしてきました。最初の転機は、前回の学校法人会計基準改正の際に、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」という文部科学省の諮問機関の委員を務めたことでした。公認会計士としては、佐野慶子先生（日本公認会計士協会元常務理事）と共にこの職務を果たしたことで、学校法人監査の世界で、少しは認めて頂ける存在になったかなと感じました。

【山田】 新創監査法人は学校法人監査も多数手がけており、学校法人会計の最新の動向や検討の経緯などを熟知されていることは、当法人の学校法人監査の監査品質に大きく影響していますね。

【髙橋】 現在は東京会会長として本部副会長（地域会担当）を兼務していますが、正副会長会議の場で品質管理を含む業界全体の課題とその対応などを議論しています。

【山田】 私は、協会の自主規制活動の中核である品質管理レビューに携わってきました。中小監査法人はどの事務所もがんばっていますが、協会の提供するツールを形式的に導入することに追われているように見受けられました。品質管理の目的が規制当局からの指摘を受けないようにするためにすり替わってしまいがちですが、重要な虚偽表示を看過して資本市場関係者や経営者・監査役からの信頼を失わないようにすることが本来の目的だと思います。新創の品質管理の実効性をさらに高めかつ効率的なものにするために、協会レビューアー経験が活かせると思っています。

【柳澤】 協会活動の大きなメリットは、意識の向上だと思います。いま起きている制度的な課題を意識することで、事務所の品質管理上の課題についてもいやがおうでも取り組まなければなりません。例えば、調書改ざん問題も、協会にかかわっていると何が問題なのか見えてきますし、その中からAuditechの必要性や有効性もヒシと感じます。もし協会にかかわっていないと「調書を改ざんするわけがない、そんなこと問題にすること自体おかしい」と言って、現状を変えようという意識につながらないかもしれません。

【山田】 協会で活動していると資本市場関係者、監査役、学者の先生、規制当局など外部ステークホルダーの意見を聞く機会が多いので、外部の人は監査品質に対して何を期待しているのか、重視しているポイントやそのレベル感がよくわかり、我々も監査品質に対する意識が高まっていきます。組織全体の意識向上には1人が話をするだけでは弱いですが、協会役員経験者が3人もおり本質的な話ができるのは、新創の大きな強みであると感じています。監査品質に対する意識向上を、新創監査法人の風土として根付かせていきたいと考えています。

03

新創インタビュー

監査品質は、ブレーキとアクセルの両輪で

品質管理は何のためにあるのか

監査品質の向上に向けた取り組みは非常に大切だが、手続きが膨大になり、本来の目的が見失われてはいないか。柳澤統括代表の問題意識に対して、監督・評価委員会員の堀江正之氏は監査の本質論から考えを示されました。キーワードは、「品質とは作り上げるもの」、「監査とは企業の成長を支えるためのもの」です。

堀江 正之氏

新創監査法人　監督・評価委員会委員

×

柳澤 義一

新創監査法人 統括代表社員

品質とは作り上げるもの

柳澤　監査は企業に正しく成長していただき、それを取り巻く利害関係者も発展していく、そのためのインフラだと思っています。ただ昨今は、監査品質の向上に向けた手続きが膨大になり、チェックリストを埋めるのが精一杯という状態になっているのも事実です。品質の向上自体が目的化して、何のための監査かを見失っているように感じます。

　堀江先生は、2022年に監査部会長として品質管理基準を改訂されました。どういう意図で改訂されたのかも含めてお話しいただけますか。

堀江　いまのお話、全く同感です。そもそも品質は作り上げていくものです。品質というと管理、あれはダメ、これはダメとブレーキを踏むイメージで、現場ではチェックリストにチェックマークを付けることだと思われている。これは大きな誤解で、私は「アクセルとしての側面も考えられたらどうですか」と思うのです。

　例えば数年前、ある中小監査法人で監査調書をアーカイブした後に触ってしまったことがありました。こういった事故が起こると、どうやって調書を厳重に保管するかにばかり目

私は毎年出されているトップメッセージ、大賛成です

返って、「品質管理の一番肝心なことを忘れていませんか」というメッセージを発したいと思います。

柳澤　監査調書の保管はまさに「作ったら荒縄で縛っておけ」のような話で、活用は考えられていません。確かに本末転倒ですね。

堀江　この業界の関係者が集まって、知恵を出さないといけませんね。不正事件が起こると、「見つけられなかったあなたが悪い」という論理が出ます。不正をやっているのは会社で、会計士や監査法人ではないのにです。でもこれは、経営者への罰則を強化すればよいという問題ではないと思います。「監査の指導的機能を強化すべきではないか」ということです。堀江は指導的機能ばかり言うと言われますが、監査法人は会社の伴走者であり、会社を成長させる存在であるべきです。その前提でおかしなことがあれば絶対に止め、きちっとブレーキをかける。これが本当の会社の成長につながります。そういう仕事であってもらいたいということです。

がいくのです。何のために調書を作っているのかが考えられていません。つまり「調書の活用」という側面が全くない。私は活用も管理だと思います。どうやって調書を活用していくのかを、なぜ考えないのかが非常に不思議です。

学会でも、監査の品質管理が数年前から大きく取り上げられて、不正等の事故が起こるたびに「品質を高めろ、高めろ」と言っています。けれども、非常に荒っぽい言い方をしますと、監査の品質を高めても意味がない。品質管理は何のためにあるのかと考えると、柳澤先生がおっしゃったように監査対象先の「成長」を促すものでなければいけないと思うのです。

監査の本質も、もう少しそこに焦点を当てた方がいいのではないかと思っています。もちろん先生方には証券市場の番人としての立場がある。これは当然外してはいけません。だけど、その前提として、企業の成長なくして資本市場の番人と言っても始まらないわけです。そういう原点に立ち

コントロールからマネジメントへ

柳澤　22年改正時、日本語は「品質管理」のままでしたが、英語はクオリティ・コントロールから「クオリティ・マネジメント」に変わりました。これは品質に対する考え方が変わったのではないかと思いますが、いかがですか。

堀江　おっしゃる通りです。実は審議会の監査部会で品質管理基準の抜本的な改訂が行われたとき、事前に金融庁の事務局サイドに品質管理基準という名称を「品質マネジメント基準」に変えるアイデアがあると話をさせていただいた経緯があります。改訂のベースとなった国際基準のISQM1の考え方は、画一的なチェックではなく、リスクをつかまえて適切に対応できているかを弾力的に見ていく、つまりマネジメントするという話だったのです。だけど内閣府令で書き込むこともあって、基準の名前まで変えてしまうことに抵抗がありました。私はプラスの面も考えた管理を考えていかないと、締め付けるだけでは萎縮の論理になって逆効果になる可能性があると提案したのですが、うまくいきませんでした。

柳澤　2022年当時、先生から今のお話を伺っていましたので、中小監査事務所が発信する報告書の名前を会計士協会で議論したとき、ぜひ「マネジメント」を入れようと、「監査品質のマネジメントに関する年次報告」という名前にしたんです。

堀江　いいですね。品質のマネジメントこそ重要だと思います。

新創監査法人のテーマ

柳澤　新創監査法人では、毎年、テーマを決めて行動指針としています。5年前からはじめて最初は「チームワーク」です。

監査はなんと言ってもチームワークが重要で、意見や情報を交わしながら、チームでしっかり意見形成していこうというものです。次の年は「一人ひとりのキャリアアップ」。個々の実力がなければ監査品質もありません。自ら心がけてキャリアアップを図ろうと掲げました。3番目は上場会社等監査人登録制度が入った年でしたので、「高い規律と向き合う覚悟」。法律化されたことで監査法人側は身構えた面もありましたが、私はしっかり向き合い、プロとして自分の強みとして使っていこうと「覚悟」という言葉を入れました。

その次は堀江先生から教えていただいた「Look Behind the Numbers」。数字の裏にある本質を見ようというテーマです。そして2026年は「Enjoy、Smile、Speed Up」というちょっと飛び抜けたテーマを掲げています。

まずEnjoyは、自分の気持ちが前向きで仕事が面白いと感じなければ良い効果は出ません。スポーツ選手が「楽しみます」とコメントするのは、楽しむ気持ちがなければ自分の力が発揮できないということだと思います。それからSmileは良いコミュニケーション、Speed Upは優先順位や効率。今年はこの3つを意識することで、良い仕事に繋げていこうと進めています。先生いかがでしょうか。

堀江　私はこの毎年出されているトップメッセージ、大賛成です。監査基準がコロコロ変わったり、品質管理も何かトラブルが起こるたびに「ああしなさい、こうしなさい」という雰囲気が広がってしまう。すると、手続き論にばかり目が行くんです。だから、方針やビジョンといったトップの姿勢を示すことがとても大事だと思います。

新創監査法人らしい品質管理を作っていきたいのです

病気を診ずして病人を診よ

堀江　「Look Behind the Numbers」、つまり数字の裏を見ろというのは、柳澤先生が大切にされている東京慈恵会医科大学の創始者の高木博士のお言葉、「病気を診ずして病人を診よ」、まさにこれなんです。「数字を見ずして会社を見よ」と言いたいんですね。数字ばかりにとらわれてしまうと、本質が見えなくなる。おそらく高木先生も医療は技術だけではない、患者にどう寄り添えるかという全体観や本質を見極めろとお考えになられたのかなと思います。

柳澤　私もそう解釈しています。先日、大学病院の先生が、「いまの若いドクターは患者が横にいるのに、患者を見ないでモニターばかり見て話している」と嘆いておられました。我々の監査現場も同じで、すぐそばに会社の方が座っているのに、パソコンばかり見て打っている。仕事自体がそうなってしまっているんですよね。

堀江　だから、大学生が公認会計士に持つイメージは、パソコンと格闘している姿です。経営者と丁々発止、ディスカッションしている姿はほとんどイメージされていません。これは業界として考えないといけない問題だと思っています。

柳澤　我々パートナーが、若いスタッフのお手本にならないといけないですね。いま推し進めたいのは、業務執行社員は社長に会い、新創監査法人の品質管理のマインドを社長に伝え、社長からも企業マインドをよく聞いて意見交換をする。これによって監査の意見形成の基盤をより強くしていくことです。そのために、業務執行社員は通常の監査だけでなく事務所の経営にも携わり、経営者の視点を磨いていく体制を築いています。そして経営者と業務執行社員のやり取りを、「企業側と新創監査法人の若手が見て育つ」ということを進めたいと思っています。

堀江　ぜひ若い人たちに、監査の面白さを伝えてあげてください。今回のテーマのエンジョイ、スマイルはとても大事で、皆さんが笑顔で仕事ができると、それが顧客サービスに繋がっていきますね。本当に会社の立場を思ってコミュニケーションを取る姿勢が大事だと思います。

柳澤　会社を思う気持ちは、会社にも伝わりますね。会社に「この監査人は会社のことを真剣に考えてくれているな」と伝わると、お互いに信頼関係ができる。すると会社は胸襟を開いて本音の話をしてくれますから、それが監査リスクの低減にものすごく役立ちます。

監査はお互いを信頼し合える土壌が非常に大切です。業務執行社員のローテーションは必要ですが、クライアントと監査法人がある程度長く付き合って相手のことをよく理解した人間関係が築けたら、品質管理は目的化せず、会社のために必要なものになっていきます。そうした新創監査法人らしい品質管理を作っていきたいと思っています。

監督・評価委員の見解

柳澤　今回のガバナンス・コードで一番良かったのは、監督・評価委員会が設置され、先生方にご指導いただけることです。20数年経営してきた中で、本当にありがたいなと実感しています。先生から見て、新創監査法人はどう感じられますか。

堀江　次から次へと新しい手を打たれていらっしゃる印象です。ですから、こういった議論を現場の人たちにもしっかり腹落ちさせることが重要ですね。現場は調書を作るのが精一杯で、「こんなこともやらないといけないのか」となりがちです。これからは若いセンスが重要ですので、パートナーの先生方に「こうすべきじゃないですか」と積極的に働きかけるぐらいの勢いがあってもいいかなと思います。

新創監査法人の品質は確実に向上しています。パートナーの先生方は日本公認会計士協会のお仕事もよくご存じで、業界全体を見渡せる方がたくさんいらっしゃる。これからも上の方はどんどん全体の大きな方向性を打ち出し、一方でボトムアップ的にいろいろな提言やアイデアが出てきてエンジョイ・スマイルで進めていただければと思います。

私は、中小の監査法人の良さは、お互いの顔が見える、代表の先生と直に膝を交えて議論できるところだと思います。先生が出されているメッセージを若手がしっかり受け取って現場で実践してくれると、とてもいい事務所になるのではないかと思っています。

柳澤　本日は示唆に富んだお話をありがとうございます。これからもご指導をよろしくお願いいたします。

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

2025 年度版（2026 年 6 月 30 日時点）

【当監査法人における取組み状況】

原則1　原則1　監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況（本編において該当するところを示しています。）
1－1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Yes	当法人は、単に一つの監査法人として監査業務をこなすことを目的としているのではなく、監査法人の果たす社会的な役割として、資本市場を支え日本経済の発展に寄与することを第一に掲げ、常にそれをトップからのメッセージとして発信しています。**(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要(1)最高経営責任者からのメッセージ「新創監査法人が掲げる五つのテーマ」)**
1－2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Yes	最高経営責任者からのメッセージの中で、新創監査法人が掲げる五つのテーマ、特に「Enjoy・Smile・Speedup」、「Follow the Principles」のパラグラフにおいて示していますように、保持すべき価値観とそれを実践するための考え方や行動の指針を明らかにしています。**(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ「新創監査法人が掲げる五つのテーマ」**
1－3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Yes	当法人では、法人スタッフ全員が参加する全体会議をはじめ、研修会、また年頭のトップメッセージ等を通じて、前項で示したような監査法人としての考え方や行動の指針を示し、監査の社会的意義を説明し、一人ひとりの職業的懐疑心が極めて大切であること、そのことが監査の信頼性を高めることを説いて動機づけを行っています。**(参照/ 02経営管理の状況等 (3)人財基盤③ 教育、研修、評価、配員等について)**
1－4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Yes	当法人内には監査・会計プラクティス部門があり、全スタッフが利用でき、タイムリーに身近に指針に掲げる組織文化・風土を醸成しています。**(参照/02経営管理の状況 (1)品質管理基盤)** また、当法人は総勢100人未満という規模のためトップ(業務執行社員)からアシスタントまでの距離が近く、監査現場においても活発に議論を行っています。会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、開放的な組織文化・風土を醸成しています。 **(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ、02経営管理の状況等(3)人財基盤③ 教育、研修、評価、配員等について)**
1－5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	Yes	当法人は、監査業務の品質の維持向上を第一に考え、あくまでも監査業務に支障のない範囲で、かつ利益相反や独立性の懸念がない範囲において、慎重に非監査業務を行っております。 また、監査法人の構成員のうち、常勤者については、本業と同等レベルの業務とみなされるような兼業は認めていませんが、副業については、本業に支障がないこと、自己のキャリア・アップに資するとともに、利益相反や独立性の懸念がないこと、就業時間外で行うことを社員会、品質管理部門により十分に確認したうえで認めております。 **(参照/ 02経営管理の状況等(1)品質管理基盤② 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持について (3)人財基盤④ 副業について)**
1－6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	N/A	当法人はグローバルネットワークへの加盟、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。**(参照/02経営管理の状況等 (6)国際対応基盤)**

原則2　原則2　組織体制

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況（本編において該当するところを示しています。）
2－1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Yes	経営機関としては、まず社員会があり、その実効性を上げるための諮問助言機関として経営会議、そして経営実践組織として、社員会の統括の下に経営企画部門ほか各部門を設けております。各会議体の実施時間についても参照個所に掲載しております。**(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤)**
2－2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	Yes	「会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するための組織体制や経営機関の役割について」は、**01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ、02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤**にて示していますように、役割ごとに部門制を設けて組織的な運営を確保しております。 「監査上のリスクへの対応について」は、**02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤他**に記載していますが、個々の被監査会社ごとに信頼関係を構築に努め、活発なコミュニケーションにより、被監査会社の経営者と多くの意見交換の機会を持ち、それらの活動を通じて監査上のリスクの把握並びに低減を心がけております。 「人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備について」は、**02経営管理の状況等 (3)人財基盤他**に記載しておりますが、人財育成を重視した研修環境、複数の管理職による実効的な人事管理、職位職階制度を整備し、それらを通じて人事評価等に係る体制の整備などを図っております。 「IT基盤の実装化について」は、**02経営管理の状況等 (4)IT基盤他**で示していますように、新創ITDXグランドデザインプロジェクトのもと、6つの方針を掲げて、ITDXの推進をはかっています。
2－3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Yes	監査実務に精通しているだけでなく、実効的な経営機能を有する人財の確保のため、大手監査法人のパートナー経験者など経営機能に知見を持つ人財を登用し、社員あるいは代表社員としています。**(参照/ 02経営管理の状況等 (3)人財基盤③ 教育、研修、評価、配員等について)**

原則3　原則3　組織体制

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	指針	Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況（本編において該当するところを示しています。）
3－1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Yes	監督・評価機関として、監督・評価委員会を設置し、監査品質の向上に取り組む経営の実効性を監督・評価していただき、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保しています。(定例会は年4回、その他必要に応じて随時開催)　**(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤①-2 監督・評価委員**会の設置ならびに03新創インタビュー)
3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Yes	監督・評価委員会の場において当法人の経営課題を包み隠すことなく申し上げ、それに対して委員から委員の高い知見に基づく多くの指摘、意見をいただいています。 監督・評価委員会の委員の独立性については、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条の社外役員の要件、東京証券取引所の「上

			場管理等に関するガイドライン」、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」などが参考になると考えており、それらを基準として独立性に問題のないことを確認しております。**(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤①-1 監査品質を維持向上するためのガバナンス体制)**
3－3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Yes	監督・評価委員会の業務については、本指針内に例示として挙げられている事項はすべてカバーされています。特に資本市場の参加者等との意見交換への関与においては、本報告の03新創インタビューや日本公認会計士協会の上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイトにて、委員に登場いただくことで指針に対応しているものと考えております。(2024年版は加藤委員、本2025年版は堀江委員) **(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤①-1監査品質を維持向上するためのガバナンス体制および03新創インタビュー)**
3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Yes	監督・評価委員会の委員会は経営企画担当の代表社員が担当となっており、必要な資料や情報はいつでも適切に提供する仕組みとなっております。**(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤)**

原則 4

原則4　業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Yes	当法人は総勢100人未満の規模のため、トップから現場スタッフまでの距離が近く、経営機関の考え方を現場に浸透させやすい体制となっています。合わせて、「新創ゼミナール」と称して業務の場とは別に会計監査の品質を主なテーマとしてディスカッションする場を定期的に設け、意見交換や議論を積極的に行っています。**(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ及び02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤)**
4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Yes	研修部門において、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための研修を企画実施しております。また、人事評価制度においても品質管理を含む職業的専門家としての能力を重要項目として評価を行っております。**(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ 02経営管理の状況等 (3)人財基盤)**
4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Yes	指針に掲げる項目については、業務部門、研修部門において適切に対応して取り組んでおります。特に幅広い知見や経験を獲得する機会として、コンサルティング部門を設け、非監査業務の経験の機会を積極的に提供しており、また、事業会社等への出向などについては、協力していただける税理士法人での税務のトレーニング、協力していただけるコンサル会社への出向、さらには会計大学院への通学機会の提供(学費は法人負担)などを行っております。また、それらの知見や経験を考慮した評価並びに配員計画も実施しております。**(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤(3)人財基盤)**

4－4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Yes	監査基準に定める経営者とのディスカッションやコミュニケーションが形式的なものとならないよう、深度ある議論を心がけています。またこのような会議体だけでなく、必要に応じて被監査会社のCEO・CFO等の経営幹部及び監査役等とは、最高経営責任者自らが個別に適時適切に議論する体制を整えるように努めています。**(参照/ 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤)**
4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Yes	内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともに、これを公表し、伝えられた情報を適切に活用する体制を整えております。**(参照/ 02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤)**

原則 5

原則5　透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		Comply (Yes/No)	当監査法人の対応状況 (本編において該当するところを示しています。)
5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	Yes	本報告書が当該指針に該当しているものと考えています。そのほか、当法人のホームページや日本公認会計士協会の中小監査事務所が情報を掲載できるサイトを利用して情報を発信しています。 当法人のサイト 日本公認会計士協会 上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト
5－2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI：AuditQualityIndicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況	Yes	品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人財、財務、国際対応の観点(以下、6つの観点とします)から、規模・特性等を踏まえた説明については、この報告書の02経営管理の状況等において記載しているところです。 以下、指針の掲げられている項目に従い記載します。 **01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ**の項において、それぞれの考え方や姿勢を示しています。新創監査法人が掲げる五つのテーマ、すなわち一人ひとりのバリューを示していますが、「チームワーク」「一人ひとりのキャリア・アップ」「高い規律と向き合う覚悟」「Look Behind the Numbers!」「Enjoy・Smile・Speed Up」がそのキーワードになるものと考え、全スタッフに周知しています。 **01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (3)SHINSOH AQI他**にて記載していますが、AQI利用による監査品質の見える化を推進しています。なお、AQIについては前回の本報告書における監査メンバーへのアンケート調査は継続して行いましたが、それ以外の定量的なAQIについても集計し、関係個所に掲載しました。(ガバナンス基盤、人財基盤、財務基盤においてAQIマークを付しています。)それらをホームページや日本公認会計士協会のサイトを通じて発信し、資本市場の参加者等に伝えています。特に資本市場の参加者等として、被監査会社の経営者とは、ディスカッションを通じて得られた情報は当法人内で各種会議体を通じて共有することとしており、また監査の研究者の方々との対話は当法人自体が各種の学会に会員となっており、各種の研究学会の参加や個別に研究者の方々との交流を通じて得られる情報を当法人の経営に活かしています。 **02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤**に示しています。品質管理責任者並びに品質管理部門を設置し、形式的な品質管理にならぬように6つの観点から検討し整備運用を行っています。

5−2	・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	Yes	02経営管理の状況等 **(2)組織・ガバナンス基盤**に示しています。当法人は経営機関の役割分担を明確にし、部門を設置し、経営機能の実効性を6つの観点から発揮できるよう心がけています。 02経営管理の状況等 **(2)組織・ガバナンス基盤**ならびに03新創インタビューに記載のとおりです。当法人においては高い知見と独立性を持った監督・評価委員会が極めて実効的に活動し、期待される十分な役割を果たしています。 02経営管理の状況等 **(1)品質管理基盤**に示しています。当法人は監査業務を主体に考えており、非監査業務は監査業務の品質の維持向上を前提に利益相反、独立性に問題がないことを確認の上慎重に行っております。 02経営管理の状況等 **(4)IT基盤**に示しています。IT基盤の実装化は監査品質の維持向上に不可欠のこととしてとらえ、新創ITDXグランドデザインプロジェクトと称して、監査等の業務面から法人のセキュリティーに至るまで幅広くITの有効活用を進めています。 02経営管理の状況等 **(3)人財基盤**に記載。当法人が掲げる五つのテーマ、すなわち一人ひとりのバリューを示していますが、「チームワーク」「一人ひとりのキャリア・アップ」「高い規律と向き合う覚悟」「Look Behind the Numbers!」「Enjoy・Smile・Speed Up」はすべて人財育成方針の要ととらえています。 02経営管理の状況等 **(5)財務基盤**に記載。無理のない進捗で売上を伸ばし適正な規模の拡大を図っており、特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤を確保しています。 02経営管理の状況等 **(6)国際対応基盤**に記載。特定のネットワークファームには加入しておらず、ジョブごとに適切な体制が取れるよう普段からの情報収集とリレーション(業務提携)作りを行っております。 当法人においては高い知見と独立性を持った監督・評価委員会が極めて実効的に活動し、期待される十分な役割を果たしています。 02経営管理の状況等 **(2)組織・ガバナンス基盤**に記載。最高経営責任者としての評価については5-5をご参照ください。 監督・評価委員会での議論を通じてPDCAによるフィードバックも実施しております。
5−3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	NA	当法人はグローバルネットワークへの加盟、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。 なお、今後のグローバルネットワークへの加盟についての方針は、02経営管理の状況等 **(6)国際対応基盤**に記載のとおりです。特定のネットワークファームには加入せず、ジョブごとに適切な体制を取れる情報収集とリレーション(業務提携)作りを行っております。

5−4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Yes	本報告書(01 〜 03)の箇所において総合的に示していますが、被監査会社については、最高経営責任者が被監査会社に赴き被監査会社の経営者との面談し、積極的な意見交換を行うこととしております。経営者とのディスカッションを通じて得られた情報は当法人内で各種会議体を通じて共有しております。被監査会社を含むすべての資本市場参加者に向けて、当法人のホームページや日本公認会計士協会の情報公開サイトを通じて情報公開し、コミュニケーションの機会を設けております。**(参照/02経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤②ガバナンス・コードの適用状況について)**特に研究者の方々との対話は各種の研究学会の参加や個別に研究者の方々との交流を通じて行っており、それによる得られる情報を当法人の経営に活かしています。業界関係のマスコミとのコミュニケーションも積極的に行い、実際に取材を受け記事に掲載されることがあります。 それらの活動については、監督・評価委員会にも報告し、監査品質の向上に向けた取組みの実効性に関する評価としてフィードバックを受け、PDCAに活用しております。 **(参照/ 01監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高経営責任者からのメッセージ 02経営管理の状況等 (1)品質管理基盤(2)組織・ガバナンス基盤、03新創インタビュー)**
5−5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Yes	ア. 最高経営責任者は、自ら本報告書を年一回作成することを通じて、当監査法人の組織運営や監査品質の向上に向けた取組みの状況を確認しています。また、品質管理モニタリング制度に基づく品質管理システムの評価結果、監査品質の指標（AQI）、社員(パートナー)や監査スタッフとの個別面談を通じて聴取した意見等も参考にして、「本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価」を実施した結果、現状の当監査法人の組織運営及び監査品質の向上に向けた取組により、高品質な監査業務の提供が十分に可能であると考えております。この最高経営責任者の評価結果やAQIの分析なども含めて得られた気づき事項については、監督・評価委員会にも報告し、PDCAによるフィードバックも実施しております。 イ.監督・評価委員会からは、「検討すべき課題はあるものの、新創監査法人は、その経営体制の下高品質な監査業務を効率的に提供することが可能である」旨の評価の結果をいただいております。 ウ. 最高経営責任者の評価結果、監督・評価委員会からの評価、AQIの分析の中からの気づき事項としては、下記のような項目があります。 ・品質管理システムの整備・運用についてのアンケート結果による改善点の洗い出し ・研修プログラムのアンケート結果に基づきより実効的なプログラムの開発 ・監査経験年数のアンケート結果による3年未満の監査スタッフへの教育、研修 ・ITDX化の推進について ・監査法人の規模について ・ボトムアップ的な提言やアイデアの集約 エ.PDCAサイクルについては、下記のようなシステムとしています。 (本評価の結果の社員会での報告)→(各担当における改善策のプラン)→(改善策実行)→(最高経営責任者による改善策実行の検証)→(監督・評価委員会への報告並びに評価)→(次回の本報告での評価に反映)→PDCAの循環へ オ. 当法人の監査品質の向上に向けた取組みにつきましては、本報告の「02 経営管理の状況」の箇所で、**(1)品質管理、(2)組織・ガバナンス、(3)人財、(4)IT、(5)財務、(6)国際対応**の6つの基盤の観点から説明をしております。また、上場会社等監査人として、資本市場が期待する監査品質を継続的に保持するために、監査法人のガバナンス・コードに沿った実効的な組織運営に努めており、その適用状況は、本項のみならず「02 経営管理の状況」**(2)組織・ガバナンス基盤②ガバナンス・コードの適用状況**でも説明しています。本報告書の03新創インタビューでの堀江委員と最高経営責任者との対談もご参照ください。そのほか、「監査品質の向上に向けた取組みの実効性についての評価」については、「業務及び財産の状況に関する説明書類」(2026年3月末公表)の「業務の品質の管理の状況やその評価結果等」(一4.(3)) の箇所に掲載されている「品質管理システムの評価結果」(一4.(3)④) や「品質管理システムの監視（モニタリング）」の記載（一4.(3)③コ及び④）も参考となります。
5−6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Yes	当法人は、被監査会社との意見交換から得た情報、本原則の適用の状況などの評価の結果、評価の過程で把握した今後取り組むべき課題等について、十分に検討し、今後の組織運営に役立ててまいります。さらに顧客満足度調査も実施し、その結果を5-5エで記載したPDCAサイクルを回して活用していく予定です。 監査品質の向上には終わりがなく、常にさらなる向上を目指して継続して取り組むべきものです。これからも真摯に取り組み、さらなる監査品質の向上を目指してまいります。